

経済産業省

官 印 省 略
20200710資第4号
令和2年7月10日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

特定小売供給約款以外の供給条件の認可について

電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第66条の10第1項第3号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第21条第1項ただし書に規定する特定小売供給約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

販 本 発 2 第 4 号

令和 2 年 7 月 10 日

経済産業大臣 梶 山 弘 志 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

東京電力エナジーパートナー株式会社

代表取締役社長 秋 本 展 彦

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により，次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の 供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実 施 期 日 及び実施期間	別紙に記載したとおりであります。

別 紙

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

令和2年7月8日、令和2年7月3日からの大雨による災害により、多大な被害が発生したため、長野県4市4町6村に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法が適用された地域に隣接する当社供給区域内の地域（令和2年7月8日以降、令和2年7月3日からの大雨による災害により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該市町村に隣接する市町村を含む。）において、被災されたお客さまから申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

- 
- 1 被災されたお客さまの令和2年6月（支払期日が7月8日以降となるものに限る。）、7月、8月および9月調定分の電気料金の支払期日をおのおの1ヶ月間延長する。
 - 2 被災されたお客さまが被災時から引続き全く電気を使用しない場合には、そのお客さまの被災日が属する調定月の次の調定月から6ヶ月間に限り、電気料金を免除する。
 - 3 従量電灯C、臨時電灯C、公衆街路灯、低圧電力、臨時電力および農事用電力の被災されたお客さまで、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては、令和3年1月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置
に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省
令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

令和2年7月8日、令和2年7月3日からの大雨による災害により、多大な被害が発生したため、長野県4市4町6村に災害救助法が適用されました。

このため、災害救助法が適用された地域に隣接する当社供給区域内の地域（令和2年7月8日以降、令和2年7月3日からの大雨による災害により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において被災されたお客さまに対し、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定にもとづき、特定小売供給約款以外の供給条件を設定いたしたく申請するものであります。

記

災害救助法が適用された市町村の隣接市町村
山梨県南アルプス市、北杜市

以上

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

カサ本発第6号

2020年7月10日

経済産業大臣 梶山弘志 殿

名古屋市東区東新町1番地

中部電力ミライズ株式会社

代表取締役
社長執行役員 大谷 真司

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて準用される旧電気事業法第21条第1項により、次の通り特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	別紙に記載したとおりであります。

別紙

料金その他の供給条件の内容 ならびに実施期日および実施期間

2020年7月3日からの大雨の影響により、当社供給区域内のお客さまに多大な被害が発生し、長野県4市4町6村および岐阜県6市に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法適用市町村および隣接市町村※（2020年7月8日以降、2020年7月3日からの大雨の影響により災害救助法適用市町村が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用市町村および当該追加された災害救助法適用市町村に隣接する市町村を含む）のうち、当社供給区域内において被災されたお客さまから申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

※：隣接市町村は、以下の43市町村（2020年7月9日時点）。

長野県：上田市、岡谷市、諏訪市、駒ヶ根市、大町市、茅野市、塩尻市、
小県郡長和町・青木村、諏訪郡下諏訪町・富士見町、上伊那
郡箕輪町・飯島町・南箕輪村、下伊那郡松川町・高森町・平
谷村・根羽村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村、
木曽郡木祖村、東筑摩郡生坂村・山形村・朝日村・筑北村、
北安曇郡池田町・松川村

岐阜県：関市、美濃市、瑞浪市、加茂郡七宗町・八百津町・白川町・東
白川村、大野郡白川村

愛知県：豊田市、北設楽郡豊根村

静岡県：静岡市、浜松市、榛原郡川根本町

- 1 被災されたお客さまの2020年6月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。なお、災害救助法適用市町村に隣接する市町村においては、支払期日が隣接市町村における災害救助法適用日〔隣接市町村ごとに災害救助法適用日が異なる場合は、最も早期に到来する災害救助法適用日〕以降となるものに限る。）、7月、8月および9月調定分の電気料金の支払期日（検針日の翌日から30日目）を各々1か月間延長する。

（実施期間満了日：2020年11月〔満了日は検針日等により相違〕）

- 2 被災されたお客さまが被災時から引続き全く電気を使用しない場合には、そのお客さまの被災日が属する調定月の次の調定月から6か月間に限り、電気料金を免除する。

(実施期間満了日：2021年2月〔満了日は検針日等により相違〕)

- 3 被災されたお客さまが、被災時から引続き全く電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが2021年1月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。

(実施期間満了日：2021年1月末日)

- (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
- (2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量もしくは契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備、契約電流、契約容量もしくは契約電力をこえないこと。

- 4 被災されたお客さまが被災後、臨時電灯または臨時電力の申込みを行なった場合で、その申込みが2021年1月末日までに行なわれたときは、その臨時工事費を免除する。

(実施期間満了日：2021年1月末日)

- 5 従量電灯C、臨時電灯C、公衆街路灯B、低圧電力、臨時電力および農事用電力の被災されたお客さまで、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては、2021年1月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

(実施期間満了日：2021年1月末日)

- 6 被災されたお客さまが被災後、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、電流制限器、契約用しゃ断器および契約用しゃ断器箱の取付位置の変更の申込みを行なった場合で、その申込みが2021年1月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

(実施期間満了日：2021年1月末日)

以 上

(添付書類)

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置
に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令
第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件 による供給を必要とする理由

2020年7月3日からの大雨の影響により、当社供給区域内のお客さまに多大な被害が発生し、長野県4市4町6村および岐阜県6市に災害救助法が適用されました。

このため、災害救助法適用市町村および隣接市町村（2020年7月8日以降、2020年7月3日からの大雨の影響により災害救助法適用市町村が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用市町村および当該追加された災害救助法適用市町村に隣接する市町村を含む）のうち、当社供給区域内において被災されたお客さまに対し、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて準用される旧電気事業法第21条第1項の規定にもとづき、特定小売供給約款以外の供給条件を設定したく申請するものであります。

記

1 災害救助法が適用された市町村

長野県：松本市、飯田市、伊那市、安曇野市、上伊那郡宮田村、下伊那郡阿南町・阿智村・下條村・売木村、木曽郡上松町・南木曽町・王滝村・大桑村・木曽町

岐阜県：高山市、中津川市、恵那市、飛騨市、郡上市、下呂市

2 災害救助法が適用された市町村に隣接する当社供給区域内の市町村

長野県：上田市、岡谷市、諏訪市、駒ヶ根市、大町市、茅野市、塩尻市、小県郡長和町・青木村、諏訪郡下諏訪町・富士見町、上伊那郡箕輪町・飯島町・南箕輪村、下伊那郡松川町・高森町・平谷村・根羽村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村、木曽郡木祖村、東筑摩郡生坂村・山形村・朝日村・筑北村、北安曇郡池田町・松川村

岐阜県：関市、美濃市、瑞浪市、加茂郡七宗町・八百津町・白川町・東白川村、大野郡白川村

愛知県：豊田市、北設楽郡豊根村

静岡県：静岡市、浜松市、榛原郡川根本町

以 上

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

お客さまサービス 第1号

2020年7月10日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

富山県 5番1号
北 株式会社
代
社長執行役員 金井 豊

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請いたします。

料金その他の 供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日および 実 施 期 間	別紙に記載のとおりであります。

料金その他の供給条件の内容
ならびに実施期日および実施期間

2020年7月3日から大雨により被害が生じたため、2020年7月8日に岐阜県飛騨市および岐阜県郡上市に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法が適用された市町村およびその隣接する市町村（2020年7月8日以降、2020年7月3日から大雨による災害により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む）のうち、当社供給区域内において、被災されたお客さまから申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

- 1 被災されたお客さまの2020年6月（2020年7月8日以降に支払期日を迎えるものに限る。）、7月、8月および9月調定分の電気料金について、支払期日（検針日の翌日から30日目）を1か月間延長する。

（実施期間満了日：2020年11月〔満了日は検針日等により相違〕）

- 2 被災されたお客さまが、被災時から引続き全く電気を使用しない場合には、そのお客さまの被災日が属する調定月の次の調定月から6か月間に限り、電気料金を免除する。

（実施期間満了日：2021年2月〔満了日は検針日等により相違〕）

- 3 被災されたお客さまが、被災時から引続き全く電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが2021年1月末日までに行なわれ、かつ、その申込みの内容が次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。

（実施期間満了日：2021年1月末日）

- (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
- (2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力をこえないこと。

- 4 被災されたお客さまが、臨時電灯または臨時電力の申込みを行なう場合で、その申込みが2021年1月末日までに行なわれるときは、その臨時工事費を免除する。

（実施期間満了日：2021年1月末日）

- 5 被災地において、従量電灯C、臨時電灯C、公衆街路灯B、低圧電力、臨時電力および農事用電力の適用を受けていて被災されたお客さまの電気設備のうち、災害のため一時使用不能となったものについては、2021年1月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

（実施期間満了日：2021年1月末日）

- 6 被災されたお客さまが、引込線、計量器、その付属装置、区分装置および電流制限器の取付位置の変更の申込みを行なう場合で、その申込みが2021年1月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として初回に限り、その工事に要した費用を免除する。

（実施期間満了日：2021年1月末日）

以 上

(添付書類)

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置
に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令
第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令
第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

2020年7月3日からの大雨により被害が生じたため、災害救助法が適用されました。
(下記地域に災害救助法が適用) このため、災害救助法が適用された市町村およびその隣接する市町村(2020年7月8日以降、2020年7月3日からの大雨による災害により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む)のうち、当社供給区域内において被災されたお客さまに対し、平成26年改正法附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定に基づき、特定小売供給約款以外の供給条件を設定いたしたく申請するものであります。

記

1 災害救助法が適用された市町村

災害救助法適用日：2020年7月8日

岐阜県飛騨市※(ぎふけん ひだし)

※神岡町(かみおかちょう)および宮川町(みやがわちょう)の一部

岐阜県郡上市※(ぎふけん ぐじょうし)

※白鳥町(しろとりちょう)の一部

2 災害救助法が適用された市町村に隣接する市町村

富山県富山市(とやまけん とやまし)

福井県大野市(ふくいけん おおのし)

以 上

経済産業省

官 印 省 略
20200710資第1号
令和2年7月10日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

託送供給等約款以外の供給条件の認可について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第5号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第18条第2項ただし書に規定する託送供給等約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

託送供給等特例認可申請書

令和2年7月10日

東京電力パワーグリッド株式会社

託送供給等特例認可申請書

経料発 2 第 8 号
令和2年7月 10 日

経済産業大臣 梶 山 弘 志 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号
東京電力パワーグリッド株式会
代表取締役社長 金 子 禎

電気事業法第18条第 2 項ただし書の規定により，次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接 続 供 給	備 考
供 給 の 相 手 方	氏 名（名称）		別紙に記載のとおりであります。	
	住 所		同 上	
	受給	受電場所	同 上	
	場所	供給場所	同 上	
供 給 電 力			同 上	
供 給 電 圧			同 上	
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同 上	
料金その他の供給条件の内容			同 上	
供給開始年月日及び有効期間			同 上	

別 紙

託送供給等約款以外の供給条件の内容

令和2年7月8日、令和2年7月3日からの大雨の影響により多大な被害が生じたため、長野県4市4町6村（松本市、飯田市、伊那市、安曇野市、上伊那郡宮田村、下伊那郡阿南町、下伊那郡阿智村、下伊那郡下条村、下伊那郡売木村、木曽郡上松町、木曽郡南木曽町、木曽郡大滝村、木曽郡大桑村、木曽郡木曽町）に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法適用地域に隣接する当社供給区域内の地域（令和2年7月8日以降、令和2年7月3日からの大雨の影響により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

- 1 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の令和2年6月（支払期日が7月8日以降となるものに限る。）、7月、8月および9月料金計算分の料金算定日を、託送供給等約款（令和元年12月16日付け20191122資第18号認可。以下「託送供給等約款」という。）18（料金）の規定にかかわらず、各々1か月間延長する。

（有効期間満了日：令和2年11月〔満了日は検針日等により相違〕）

- 2 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、託送供給等約款18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料

金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、免除する。

(有効期間満了日：令和3年2月〔満了日は検針日等により相違〕)

- 3 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きたまわらず電気を使用しないで、契約者が当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが令和3年1月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の当該供給地点にかかる接続供給の契約電力をこえないときは、託送供給等約款 69 (供給地点への供給設備の工事費負担金) の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

(有効期間満了日：令和3年1月末日)

- 4 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送供給等約款 20 (臨時接続送電サービス) の申込みを行なった場合で、その申込みが令和3年1月末日までに行なわれたときは、託送供給等約款 72 (臨時工事費) の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

(有効期間満了日：令和3年1月末日)

- 5 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、託送供給等約款 18 (料金) にかかわらず、令和3年1月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金の基本料金、臨時接続送電サービス料金の基本料金および予備送電サービス料金を免除する。

(有効期間満了日：令和3年1月末日)

- 6 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等

のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを令和3年1月末日までに行なった場合で、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送供給等約款 61（引込線の接続）、62（計量器等の取付け）、63（通信設備等の施設）および 65（電流制限器等の取付け）の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

（有効期間満了日：令和3年1月末日）

- 7 この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送供給等約款によるものとする。

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

令和2年7月8日、令和2年7月3日からの大雨の影響により多大な被害が生じたため、長野県4市4町6村（松本市、飯田市、伊那市、安曇野市、上伊那郡宮田村、下伊那郡阿南町、下伊那郡阿智村、下伊那郡下条村、下伊那郡売木村、木曽郡上松町、木曽郡南木曽町、木曽郡大滝村、木曽郡大桑村、木曽郡木曽町）に災害救助法が適用されました。

このため、災害救助法適用地域に隣接する当社供給区域内の地域（令和2年7月8日以降、令和2年7月3日からの大雨の影響により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、電気事業法第18条第2項ただし書の規定にもとづき、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく特例認可申請するものであります。

記

災害救助法が適用された市町村の隣接市町村

山梨県南アルプス市、北杜市

託送供給等特例認可申請書

本 営 発 第 5 号
令和 2 年 7 月 10 日

経済産業大臣 梶 山 弘 志 殿

名古屋市東区東新町 1 番地
中部電力パワーグリッド株式会社
代 表 取 締 役 市 川 弥 生
社 長 執 行 役 員

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款
以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接 続 供 給		備 考
供給の相手方	氏 名（ 名 称）		別紙に記載のとおりであります。		
	住 所		同 上		
	受 給 場 所	受電場所	同 上		
		供給場所	同 上		
供 給 電 力			同 上		
供 給 電 圧			同 上		
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同 上		
料金その他の供給条件の内容			同 上		
供給開始年月日及び有効期間			同 上		

託送供給等約款以外の供給条件の内容

令和2年7月3日からの大雨の影響により、電気の利用者に多大な被害が発生し、長野県4市4町6村および岐阜県6市に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法適用市町村および隣接市町村※（令和2年7月9日以降、令和2年7月3日からの大雨の影響により災害救助法適用市町村が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用市町村および当該追加された災害救助法適用市町村に隣接する市町村を含む）において被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

※：隣接市町村は、以下の43市町村（2020年7月9日時点）。

長野県：上田市、岡谷市、諏訪市、駒ヶ根市、大田市、茅野市、塩尻市、
小県郡長和町・青木村、諏訪郡下諏訪町・富士見町、上伊那
郡箕輪町・飯島町・南箕輪村、下伊那郡松川町・高森町・平
谷村・根羽村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村、
木曾郡木祖村、東筑摩郡生坂村・山形村・朝日村・筑北村、
北安曇郡池田町・松川村

岐阜県：関市、美濃市、瑞浪市、加茂郡七宗町・八百津町・白川町・東
白川村、大野郡白川村

愛知県：豊田市、北設楽郡豊根村

静岡県：静岡市、浜松市、榛原郡川根本町

- 1 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の令和2年6月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。）、7月、8月および9月料金計算分の料金算定日を、託送供給等約款（令和元年12月16日付け20191122資第18号認可。以下「託送約款」という。）19（料金）の規定にかかわらず、各々1か月間延長する。

(有効期間満了日：令和2年11月〔満了日は検針日等により相違〕)

- 2 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続き全く電気を使用しない場合には、託送約款19(料金)の規定にかかわらず、当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、免除する。

(有効期間満了日：令和3年2月〔満了日は検針日等により相違〕)

- 3 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続き全く電気を使用しないで当社との需給契約を廃止し、または契約者が当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが令和3年1月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の当社との需給契約または当該供給地点にかかる接続供給の契約電力をこえないときは、託送約款73(一般供給設備の工事費負担金)、74(供給地点への特別供給設備の工事費負担金)、75(供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金)、76(供給地点への特別供給設備等の工事費の算定)の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

(有効期間満了日：令和3年1月末日)

- 4 契約者が、被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送約款21(臨時接続送電サービス)の申込みを行なった場合で、その申込みが令和3年1月末日までに行なわれたときは、託送約款72(臨時工事費)の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

(有効期間満了日：令和3年1月末日)

- 5 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、託送約款19(料金)の規定にかかわらず、令和3年1月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金の基本料金、臨時接続送電サービス料金の基本料

金および予備送電サービス料金を免除する。

(有効期間満了日：令和3年1月末日)

- 6 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを令和3年1月末日までに行なった場合で、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送約款 65（引込線の接続）、66（計量器等の取付け）および 68（電流制限器の取付け）の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

(有効期間満了日：令和3年1月末日)

- 7 この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送約款によるものとする。

以 上

(添付書類)

電気事業法施行規則第20条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

令和2年7月3日からの大雨の影響により、電気の利用者に多大な被害が発生し長野県4市4町6村および岐阜県6市に災害救助法が適用されました。

このような状況を踏まえ、被災された電気の利用者の負担の軽減等を目的とし、災害救助法適用市町村およびその隣接市町村※（令和2年7月9日以降、令和2年7月3日からの大雨の影響により災害救助法適用市町村が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用市町村および当該追加された災害救助法適用市町村に隣接する市町村を含む）において被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、電気事業法第18条第2項ただし書きの規定にもとづき、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく特例認可申請するものであります。

記

1 災害救助法が適用された市町村

長野県：松本市、飯田市、伊那市、安曇野市、上伊那郡宮田村、下伊那郡阿南町・阿智村・下條村・売木村、木曽郡上松町・南木曽町・王滝村・大桑村・木曽町

岐阜県：高山市、中津川市、恵那市、飛騨市、郡上市、下呂市

2 災害救助法が適用された市町村に隣接する当社供給区域内の市町村

長野県：上田市、岡谷市、諏訪市、駒ヶ根市、大町市、茅野市、塩尻市、小県郡長和町・青木村、諏訪郡下諏訪町・富士見町、上伊那郡箕輪町・飯島町・南箕輪村、下伊那郡松川町・高森町・平谷村・根羽村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村、木曽郡木祖村、東筑摩郡生坂村・山形村・朝日村・筑北村、北安曇郡池田町・松川村

岐阜県：関市、美濃市、瑞浪市、加茂郡七宗町・八百津町・白川町・東白川村、大野郡白川村

愛知県：豊田市，北設楽郡豊根村

静岡県：静岡市，浜松市，榛原郡川根本町

以 上

託送供給等特例認可申請書

2020 年 7 月 10日

北陸電力送配電株式会社

託送供給等特例認可申請書

託 サ 第 8 号

2020 年 7 月 10 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

富山市 5 番 1 号
北陸電 株式会社
代表取締役社長 水野 弘

電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接続供給	備考
供給の 相手方	氏名（名称）		別紙に記載のとおりであります。	
	住 所		同 上	
	受給	受電場所	同 上	
	場所	供給場所	同 上	
供 給 電 力			同 上	
供 給 電 圧			同 上	
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同 上	
料金その他の供給条件の内容			同 上	
供給開始年月日及び有効期間			同 上	

料金その他の供給条件の内容等

2020年7月3日からの大雨の影響により、当社供給区域内の電気の使用者が被災し、2020年7月8日、岐阜県飛騨市および岐阜県郡上市に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村（2020年7月8日以降、2020年7月3日からの大雨による災害により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

1. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の2020年6月（2020年7月8日以降に支払期日を迎えるものに限る。）、7月、8月および9月料金計算分の料金算定日を、託送供給等約款（2019年12月16日付け20191122資第18号認可。以下「託送約款」という。）18（料金）の規定にかかわらず、各々1か月延長する。

（有効期間満了日：2020年11月〔満了日は検針日等により相違〕）

2. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、託送約款18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、免除する。

（有効期間満了日：2021年2月〔満了日は検針日等により相違〕）

3. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、契約者が当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが2021年1月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の当該供給地点にかかる接続供給の契約電力をこえな

いときは、託送約款71（供給地点への供給設備の工事費負担金）の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

（有効期間満了日：2021年1月末日）

4．契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送約款20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で、その申込みが2021年1月末日までに行なわれたときは、託送約款73（臨時工事費）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

（有効期間満了日：2021年1月末日）

5．被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、託送約款18（料金）の規定にかかわらず、2021年1月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金および臨時接続送電サービス料金の基本料金ならびに予備送電サービス料金を免除する。

（有効期間満了日：2021年1月末日）

6．契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、電流制限器および通信設備等の取付位置の変更の申込みを行なった場合で、その申込みが2021年1月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送約款63（引込線の接続）、64（計量器等の取付け）、65（電流制限器等の取付け）および66（通信設備等の施設）の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

（有効期間満了日：2021年1月末日）

7．供給電力、供給電圧、電気方式および周波数その他の事項については、託送約款によるものとする。

以 上

(添付書類)

電気事業法施行規則第20条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

2020 年 7 月 3 日からの大雨の影響により、当社供給区域内の電気の使用者に多大な被害が発生しました。（下記地域に災害救助法が適用）

このため、災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村（2020 年 7 月 8 日以降、2020 年 7 月 3 日からの大雨による災害により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において、被災された電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者に対し、電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく申請するものであります。

記

- 1 災害救助法が適用された市町村
災害救助法適用日：2020 年 7 月 8 日
岐阜県飛騨市（ぎふけん ひだし）
岐阜県郡上市（ぎふけん ぐじょうし）
- 2 災害救助法が適用された市町村に隣接する市町村
富山県富山市（とやまけん とやまし）
福井県大野市（ふくいけん おおのし）

以 上

経済産業省

官 印 省 略
20200710資第7号
令和2年7月10日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

最終保障供給約款以外の供給条件の承認について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第9号の規定に基づき、別添の申請に係る同法20条第2項ただし書に規定する最終保障供給約款以外の供給条件の承認について、貴委員会の意見を求めます。

最終保障供給特例承認申請書

令和2年7月10日

東京電力パワーグリッド株式会社

最終保障供給特例承認申請書

経料発 2 第 9 号
令和2年7月10日

経済産業大臣 梶山弘志 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力パワーグリッド株式会社
代表取締役社長 金子 禎 見

電気事業法第20条第2項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので届け出ます。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同上

別 紙

最終保障供給約款以外の供給条件の内容

令和2年7月8日、令和2年7月3日からの大雨の影響により多大な被害が生じたため、長野県4市4町6村（松本市、飯田市、伊那市、安曇野市、上伊那郡宮田村、下伊那郡阿南町、下伊那郡阿智村、下伊那郡下条村、下伊那郡売木村、木曽郡上松町、木曽郡南木曽町、木曽郡大滝村、木曽郡大桑村、木曽郡木曽町）に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法適用地域に隣接する当社供給区域内の地域（令和2年7月8日以降、令和2年7月3日からの大雨の影響により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において、被災されたお客さまから申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

- 1 被災されたお客さまの令和2年6月（支払期日が7月8日以降となるものに限る。）、7月、8月および9月調定分の電気料金の支払期日を、電気最終保障供給約款（令和元年9月2日届出。以下「最終保障供給約款」という。）25（料金の支払義務および支払期日）の規定にかかわらず、各々1か月間延長する。

（有効期間満了日：令和2年11月〔満了日は検針日等により相違〕）

- 2 被災されたお客さまが被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、最終保障供給約款15（最終保障電力A）、16（最終保障電力B）、17（最終保障農事用電力）および18（最終保障予備電力）の規定にかかわらず、そのお客さまの被災日が属する調定月の次の調定月から6か月間に限り、電気料金を免除する。

（有効期間満了日：令和3年2月〔満了日は検針日等により相違〕）

3 被災されたお客さまが被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに使用申込みを行なった場合で、その申込みが令和3年1月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、最終保障供給約款 55（一般供給設備の工事費負担金）、56（特別供給設備の工事費負担金）および 57（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

(1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。

(2) 契約負荷設備または契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備または契約電力をこえないこと。

（有効期間満了日：令和3年1月末日）

4 被災されたお客さまが被災後、再建等のため、需給期間が1年未満の電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが令和3年1月末日までに行なわれたときは、最終保障供給約款 60（臨時工事費）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

（有効期間満了日：令和3年1月末日）

5 被災されたお客さまで、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、最終保障供給約款 15（最終保障電力A）、16（最終保障電力B）、17（最終保障農事用電力）および 18（最終保障予備電力）の規定にかかわらず、令和3年1月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

（有効期間満了日：令和3年1月末日）

6 お客さまが被災後、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置および区分装置の取付位置の変更の申込みを令和3年1月末日までに行なった場合で、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、最終保障供給約款 52（引込線の接続）および 53（計量器等の取付け）の規定にかかわらず、原則として、

その初回の工事に要した費用を免除する。

(有効期間満了日：令和3年1月末日)

- 7 この最終保障供給約款以外の供給条件に定めのない事項については、最終保障供給約款によるものとする。

別 添

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

令和2年7月8日，令和2年7月3日からの大雨の影響により多大な被害が生じたため，長野県4市4町6村（松本市，飯田市，伊那市，安曇野市，上伊那郡宮田村，下伊那郡阿南町，下伊那郡阿智村，下伊那郡下条村，下伊那郡売木村，木曽郡上松町，木曽郡南木曽町，木曽郡大滝村，木曽郡大桑村，木曽郡木曽町）に災害救助法が適用されました。

このため，災害救助法適用地域に隣接する当社供給区域内の地域（令和2年7月8日以降，令和2年7月3日からの大雨の影響により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は，当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において被災されたお客さまに対し，電気事業法第20条第2項ただし書の規定にもとづき，最終保障供給約款以外の供給条件を設定いたしたく特例承認申請するものであります。

記

災害救助法が適用された市町村の隣接市町村

山梨県南アルプス市，北杜市

(案)

官	印	省	略
番			号
年	月		日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給等約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和2年7月10日付け20200710資第1号により貴職から当委員会に意見を求められた託送供給等約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。

(案)

官	印	省	略
番			号
年	月		日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

特定小売供給約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和2年7月10日付け20200710資第4号により貴職から当委員会に意見を求められた特定小売供給約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。

(案)

官	印	省	略
番			号
年	月		日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

最終保障供給約款以外の供給条件の承認について（回答）

令和2年7月10日付け20200710資第7号により貴職から当委員会に意見を求められた最終保障供給約款以外の供給条件の承認については、承認することに異存はありません。